

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

99.9.3

No. 5013

戦争への労働者の 動員に絶対反対する！

周辺事態法9条で、JR東日本と交渉

JR東日本の回答

▼ 法案自体については、6月上旬に政府・運輸省の説明会があり、条文の概略について説明を受けている。

8月25日、JR東日本本社において、新ガイドライン関連法（周辺事態法に定められた「国外の者（民間）への協力依頼」（9条2項）に対して、JRがどう対応しようとしているのかを質した動労総連合の申し入れに関する団体交渉が行われた。

JR東日本は、「事柄の性格上、口頭での回答にしたい」として文書回答は行わなかつたが、交渉のなかで示された見解は概ね次のようなものであつた。

戦争への民間動員は拒否を

戦争のために総動員することは、はじめ、社会のあらゆる機能をはじめ、社会のあらゆる機能を戦争のために総動員することが定められている。「協力を求めること」とか「協力を依頼する」等の表現にはなつてはいるが、その狙いが国家総動員体制の確立にあることは明らかだ。だからこそ、政府・自立政権は、直ちに「より本格的な有事立法制定」等を公言しているのである。

5月24日のガイドライン関連法の成立強行をもって、戦後日本歴史は一八〇度転換した。ひとことで言えば、「戦争をしていない国」から「戦争をする国」へ、地方自治体・民間の機能をはじめ、社会のあらゆる機能を戦争のために総動員することが定められている。「協力を求めること」とか「協力を依頼する」等の表現にはなつてはいるが、その狙いが国家総動員体制の確立にあることは明らかだ。だからこそ、政府・自立政権は、直ちに「より本格的な有事立法制定」等を公言しているのである。